

畑作等促進整備事業

【令和5年度予算概算決定額 2,000（-）百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

【附帯事業】作付転換に応じた推進費

【実施区域】農振農用地

【実施要件】総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間5年以内 等

＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

＜事業の流れ＞

※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畑作等促進整備事業

○ 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要

| | | |
|------|--|---|
| 実施要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：5年以内 | 等 |
|------|--|---|

| | | |
|------|----------------------------|---|
| 実施主体 | 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 | 等 |
|------|----------------------------|---|

| | | |
|------|---|---|
| 事業内容 | <p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等）</p> <p>（1）ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 <p>（2）ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 | 等 |
|------|---|---|

| | | |
|------|--|---|
| 事業内容 | <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>（1）ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 <p>（2）ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修 | 等 |
|------|--|---|

作付転換支援

受益地内の全ての水稲を畑作物・園芸作物に転換した場合※1

- ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
- ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ

※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良



園芸作物への転換